

平成30年10月12日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第27回口頭弁論が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（平成24年1月31日）から第28次（平成30年9月6日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第28次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第27次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、また、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

併せて準備書面を提出し、地震について、詳細な調査結果や観測記録等を踏まえ保守的に評価することにより、基準地震動が過小にならないように策定していること、また、重大事故等対策について、解析結果や実験結果を踏まえ適切に評価しており、原告らの主張には理由がない旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上